

浜松市における内部統制の推進体制

内部統制機能の充実に向けた取り組みを総合的かつ横断的に推進するため、市長、副市長等で構成する「コンプライアンス推進会議」をはじめとする内部統制体制を次のとおり整備します。

(1)コンプライアンス推進会議

①位置づけ

- ア) コンプライアンス推進会議は、内部統制推進の意思決定機関
- イ) 会議の円滑な運営のために、下部組織として内部統制部会を設置

②所掌事務

- ア) 基本方針に関すること
- イ) 評価・実施シート及び事務ミス報告・検証シート(以下「シート等」という。)に関すること
- ウ) その他内部統制の推進に関する事項のうち、特に重要なものに関すること

③具体的な内容

- ア) リスク分析・業務執行状況の指標設置・評価目安
- イ) 自己点検・日常的モニタリングの実施状況
- ウ) 整備・運用上の評価及び報告書記載事項

④会議の運営

- ア) 開催は年1回程度
- イ) 会議は、庁議終了後に開催
- ウ) 構成員は市長、副市長、部区局長等

浜松市における内部統制の推進体制

(2) 制度統括課と制度所管課

① 制度統括課

内部統制制度を統括し、制度の推進、評価・検証、適法性確認の3つの機能を有し、内部統制の整備・運用の推進、独立的評価、評価報告書の作成の役割を担っています。

○ 推進担当

内部統制に係る制度設計・管理、他部局調整など

○ 評価・検証担当

内部統制に係る評価基準の調整・取りまとめ、独立的評価の実施、対応策の検証など

○ 適法性担当

業務に関わる法令その他規範の遵守など適正処理の確認

② 制度所管課

会計や調達事務など全庁的に共通する事務、又は、保健・福祉や住基・戸籍など、全区役所や本庁出先機関に共通する事務について、法令やマニュアル等の整備、研修会の開催など内部統制を推進する上で必要な整備・運用を行います。また、所管する本来業務の独立的評価、検証する役割を担っています。

内部統制推進体制

令和7年4月1日現在

コンプライアンス推進会議

【所掌事務】

- ・基本方針に関すること
- ・評価・実施シート等に関すること

内部統制部会

- ・総務部長
- ・市長公室長
- ・デジタル・スマートシティ推進担当部長
- ・財務部長
- ・会計管理者

【所掌事務】

- ・評価・対応方法の調整に関すること 等

制度統括課

政策法務課

推進担当

- ・制度設計、管理
- ・他部局調整

評価・検証担当

- ・独立的評価
- ・対応策検証
- ・評価基準調整

適法性担当

- ・合規性の確認
- ・法令遵守のための調整

【報告
相談】

【指示
命令】

【連携・調整】

制度所管課

広聴広報課
・広聴、報道

デジタル・スマートシティ
推進課
・ICT関連

情報システム課
・システム管理

人事課
・人事・組織管理

文書行政課
・文書管理
・個人情報保護

財政課
・財務管理

調達課
・契約事務
・物品管理

アセットマネジメント推
進課
・資産管理
・指定管理者制度

会計課
・会計事務

共通業務統括課
・保健、福祉業務
・住基、戸籍事務など

【 所管する事務の評価・検証 】

内部統制の評価から公表までのフロー

